（登録済証の提出）

第十七条　登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする場合その他登録名義人が農林水産省令で定める登録の申請をする場合には、申請人は、その申請書と併せて登録義務者（当該農林水産省令で定める登録の申請にあっては、登録名義人）の登録済証を提出しなければならない。ただし、申請人が登録済証を提出することができないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

（事前通知等）

第十八条　農林水産大臣は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登録済証を提出することができないときは、農林水産省令で定める方法により、同条に規定する登録義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは農林水産省令で定める期間内に農林水産省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、農林水産大臣は、当該期間内にあっては、当該申出がない限り、当該申請に係る登録をすることができない。

2　農林水産大臣は、前項の登録の申請が漁港水面施設運営権に関するものである場合において、同項の登録義務者の住所について変更の登録がされているときは、農林水産省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登録をする前に、農林水産省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登録義務者の登録記録上の前の住所に宛てて、当該申請があった旨を通知しなければならない。

3　前二項の規定は、農林水産大臣が第二十条（第九号を除く。）の規定により申請を却下すべき場合には、適用しない。

（本人確認）

第十九条　農林水産大臣は、登録の申請があった場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

（申請の却下）

第二十条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登録の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、農林水産大臣が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一　申請が登録事項（他の法令の規定により登録記録として登録すべき事項を含む。）以外の事項の登録を目的とするとき。

二　申請に係る登録が既に登録されているとき。

三　申請の権限を有しない者の申請によるとき。

四　申請書又はその提出の方法がこの政令若しくはこの政令に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

五　申請書に記載した漁港水面施設運営権等が登録記録と合致しないとき。

六　申請書に記載した登録義務者（第二十八条、第三十八条、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条又は第六十三条前段の場合にあっては、登録名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登録記録と合致しないとき。

七　申請書に記載した事項が第二十四条に規定する登録原因を証する書面の内容と合致しないとき。

八　第十七条本文若しくは第二十四条の規定又はこの政令に基づく命令の規定により申請書と併せて提出しなければならないものとされている書面が提出されないとき。

九　第十八条第一項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

十　登録免許税を納付しないとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、登録すべきものでないときとして農林水産省令で定めるとき。

（農林水産省令への委任）

第二十一条　第十二条から前条までに定めるもののほか、申請書の提出の方法並びに申請書と併せて提出することが必要な書面及びその提出の方法その他の登録申請の手続に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（登録事項）

第二十二条　表題部の登録事項は、次のとおりとする。

一　漁港水面施設運営権の水域

二　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

三　存続期間

四　漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称

五　漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第二項の漁港水面施設運営権の行使の停止又はその停止の解除があったときは、その旨（行使の停止があった場合において停止期間があるときは、その旨及びその期間）

六　登録原因及びその日付

七　登録の年月日

八　前各号に掲げるもののほか、漁港水面施設運営権を識別するために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

2　権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一　登録の目的

二　申請の受付の年月日及び受付番号

三　登録原因及びその日付

四　漁港水面施設運営権等の権利者の氏名又は名称及び住所並びに漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録名義人が二人以上である場合にあっては、当該抵当権の登録名義人ごとの持分

五　登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六　共有物分割禁止の定め（抵当権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の規定若しくは同法第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で抵当権について分割を禁止した場合における抵当権の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八条において同じ。）があるときは、その定め

七　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

八　第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

（共同申請）

第二十三条　登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならない。

（登録原因を証する書面の提出）

第二十四条　登録を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請書と併せて登録原因を証する書面を提出しなければならない。

（一般承継人による申請）

第二十五条　登録権利者、登録義務者又は登録名義人が登録の申請人となることができる場合において、当該登録権利者、登録義務者又は登録名義人について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、当該登録を申請することができる。